

新型コロナワクチン専用の相談窓口を開設しました

南越前町新型コロナワクチン相談 専用ダイヤル

TEL 0778-47-3012 (保健福祉課内)

平日午前8時30分～午後5時15分

専用の相談窓口では、ワクチン接種に関するご質問やご相談を受け付けます。

新型コロナウイルスのワクチンは徐々に供給されるため、国の定める優先順位に従って接種を行います。

現在、県内で医療従事者等の接種がはじまっています。令和3年4月12日の週からは、高齢者施設に入所している方等の接種を開始する予定です。

今後、接種対象の方にはワクチンの接種券を順次発送しますので、今しばらくお待ちください。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

集団健康診査・がん検診の受診方法が変わります

〈令和3年度以降の集団健診・がん検診の変更点〉

(1) 全会場において、予約が必要になります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3密を避けるため、一部の会場において予約制としました。今後も感染症対策を徹底するため、令和3年度から全会場(町民カレンダー4月号裏面参照)において予約制とします。

【予約方法】 以下のいずれかの方法でご予約いただけます。

- 集団健(検)診予約申込書
- 集団健(検)診予約専用ダイヤル
- メール

※詳しくは、「受診券に同封するお知らせ(4月中旬発送予定)」でご案内します。

(2) 胃がん検診と肺がん検診の受付が同じ時間となります。

令和2年度は、肺がん検診の前に胃がん検診を行っていましたが、胸部エックス線読影の精度保持のため、令和3年度からは、同日、同会場で胃がん検診と肺がん検診を行う場合、胃がん検診の受付開始時間を肺がん検診と同じ時間としますので、ご注意ください。詳しくは、町民カレンダー4月号裏面をご覧ください。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

令和3年
4月から

保育所・こども園の「妊娠・出産」を事由とする 保育利用可能期間が延長されます

町では、母体の保護および在宅で低年齢児の子育てをする世帯に対する支援のため、第2子以降の「妊娠・出産」を事由とする保育利用可能期間を延長します。

〈「妊娠・出産」を事由とする保育利用可能期間〉

(現 行)	(改 正)
産前6週から産後8週まで (出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の月末まで)	産前6週から産後6か月まで (出産日から起算して6か月が経過する月の月末まで。 産後3か月からは短時間の保育となります)

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007